

堺 介 事 第 3 3 5 号
令 和 8 年 5 月 7 日

特別養護老人ホーム 運営法人代表者 様

堺市健康福祉局長寿社会部
介 護 事 業 者 課 長

令和8年度既存の特別養護老人ホームの多床室プライバシー保護のための改修に関する
整備補助制度の活用意向調査について(照会)

平素は本市保健福祉行政にご協力いただきありがとうございます。

既存の従来型多床室の特別養護老人ホーム(以下、特養という。)におけるプライバシー保護のための改修工事に関する整備補助制度(大阪府地域医療介護総合確保基金)について、補助金の活用に係る意向調査を行いますので、事業実施を希望する場合は、下記要件等をご確認のうえ申請書類をご提出ください。事業実施を希望されない場合は、回答の必要はありません。

記

1 補助対象となる施設

- ・特養施設内に、プライバシー保護のための設備が未設置であること。
- ・令和9年2月下旬までに工事を完了させ、実績報告ができるもの。

2 補助対象となる事業の内容

居住環境の質の向上を図ることを目的に、プライバシー保護のための改修を行う費用を対象とします。具体的には、各床間に間仕切りや壁等の設置工事を対象とし、この間仕切りや壁等の設置に伴う窓、エアコン等の位置換えや追加設置等に係る工事は対象外です。

プライバシー保護の改修工事により設置される間仕切りや壁等は、他の入居者からの視線が遮断されることを前提条件とし、建具による仕切りは認めますが、家具やカーテンによる仕切りは認められません。また、天井から隙間が空いていることは認めるものとします。

3 補助金単価(予定)

1床あたり、906,000円(上限額)

※上記単価は、補助金財源の状況により変更または、補助事業として採択されない可能性があります。

※補助上限額(補助金単価×床数)と、設備の設置に要した実際の工事費(又は工事請負費)＋工事事務費(工事費の2.6%が上限)とを比較して、低い方の金額が補助額となります。

4 提出書類について

- | | |
|-------------------------------------|---------------|
| ① 堺市地域介護・福祉空間整備補助金交付申請書 | 【様式第3号の3】 |
| ② 役員情報届出書 | 【様式第3号の2】 |
| ③ 前年度決算書 | |
| ④ 事業に伴う歳入歳出予算(見込)書抄本 | (別添様式) |
| ⑤ 支出予定工事費費目別内訳書 | 【様式第3号別紙1(イ)】 |
| ⑥ 事業計画書 | 【様式第3号別紙2(オ)】 |
| ⑦ 理由書 | (別添様式) |
| ⑧ 工事見積書 (複数必要) | |
| ⑨ 建物平面図 (整備範囲をマーカー等でわかるように示してください。) | |
| ⑩ 建物の登記事項証明書の写し (3か月以内に発行のもの。) | |
| ⑪ 付近見取図 | |

5 締切

〔提出期限〕 **令和8年6月5日(金)まで【必着】**

〔提出方法〕 郵送又は持参【必着】

6 事務の流れ

- (1) 提出書類を期限内に提出していただいた事業所について、本市で取りまとめて大阪府に交付申請を行います。
- (2) 大阪府より交付決定が本市にあった後、事業者に対して本市から交付決定を行います。(※1) 交付決定通知書は補助金請求時に必要となりますので、保管をお願いいたします。
(※1) 入札、業者選定及び工事の着工等につき、必要な手続きや本市への報告については、交付決定後に別途ご案内します。
- (3) **本市から交付決定を受けた後に、改修工事に係る業者を決定してください。(※2)**
(※2) **業者との契約は、少額の契約(工事請負契約400万円以下、物品買入契約300万円以下等。いずれも税込み金額。)**以外は、**一般競争入札を行うことが必要です。**
(「堺市契約規則」の規定を準用します。)
- (4) 工事完了後、補助事業完了の確認のため、検査を行う場合があります。
- (5) 本事業の完了の日から起算して30日以内に、補助金実績報告書を本市に提出してください。本市から補助金の確定通知を行います。
- (6) 前項の確定通知後に、補助金の請求を行っていただきます。
- (7) **工事代金等は、補助金の交付後に支払ってください。**
施工業者との契約条件においても、その旨ご注意ください。

7 留意事項

- (1) **見積書は複数の添付が必要です。** 必ず複数の業者から徴取し、提出してください。
- (2) 大阪府との協議により別の様式等が必要となった場合は、追加及び修正を依頼する可能性がありますのであらかじめご了承ください。
- (3) 補助対象事業は、本市の予算及び大阪府の予算の範囲内で選定されます。また、大阪府の補助金交付要綱に基づく審査の結果、不採択となる場合があります。
- (4) **補助金の交付決定前に、入札を実施した場合、整備業者を決定した場合、または工事に着手した場合は、補助対象外となりますのでご注意ください。**

(5)本補助事業は、令和8年度の単年度事業であり、令和9年2月中に事業を完了させ、実績報告書を提出していただく必要があります。

大阪府の交付決定等に時間を要しますので、必要な手続きは速やかに行ってください。

(6)補助金を用いて整備した設備について、所定の償却期間内に補助対象事業所の事業を廃止した場合、他の建物に移転した場合、事業を有償で他法人に譲渡した場合などは、補助金の返還が生じますのでご注意ください。

(7)上記交付基準単価及び補助率は、今後変更される可能性があります。

基準単価等が変更された場合は、本市より変更交付申請の手続きを案内しますので、速やかに必要書類をご提出ください。

(8)近年、補助金事業の交付申請を行ったにもかかわらず、事業を辞退するという事例が多く発生しています。本市補助事業全体の遅延の要因となるだけでなく、事業を必要としている法人の事業スケジュールにも悪影響を及ぼします。事前に法人内部で意思決定を確実に行った上で、交付申請を実施してください。

問い合わせ・郵送先

〒590-0078

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市健康福祉局 長寿社会部

介護事業者課 調整係

電話番号 072-228-7348

FAX番号 072-228-7481

E-Mail kaiji@city.sakai.lg.jp